

中心市街地の活性化に関する施策の実施状況等について

中心市街地の活性化を図るために、内閣府において、関係府省庁等、都道府県、市町村等と十分に連携して、今後、次の検査の結果及び所見に留意して、中心市街地の活性化に関する施策の実施に適切に取り組む必要がある。

1 中心市街地の活性化に関する施策の実施体制及び実施状況について

○国は中心市街地活性化本部を設置して8府省庁で支援措置を整備し、市町村は中活課室等の設置等により実施体制を充実させている。一方、バリアフリー化、大店立地法の特例措置、中活ソフト特別交付税に係る国、都道府県、市町村等における連携等が不十分となっている。

所見:市町村に対して、国、都道府県、市町村等の関係部局間における連携等を綿密に行うことの重要性の明確化。国としてそれらを実施するための体制の整備充実に努めること

○国は、28年度末までに141市の211計画を認定して、認定基本計画に基づく中心市街地の活性化の取組を支援（国庫負担額8700億余円）しているが、90市134計画のうち、認定基本計画期間が終了した74市80計画について、認定基本計画期間終了時に76計画では一部ハード事業が未完了、53計画ではソフト事業（主要事業）が一部未継続となっている。

○90市のうち、店舗面積1万㎡以上の大型店の面積が中心市街地外に増加していたのは、多重制限未実施市78市で30%、多重制限実施市12市で16%、店舗面積5千㎡以上の大型店の面積が同区域内に増加していたのは、特例措置活用市25市で32%、特例措置未活用市65市では16%、広域的な商業機能の維持等のための条例等を定めていたのは9道県となっている。

○74市80計画239指標のうち、70%が目標値未達成、このうち67%が基準値未達成。他計画の効果を含まず目標値を算定しているのが16市18計画、定期フォローアップにおいて認定基本計画期間終了時点で目標達成が困難であるとされた50指標のうち認定基本計画の見直し未実施が26指標、最終フォローアップ後の実績値の測定、評価の未実施が43指標となっている。

所見:市町村に対して、事業が円滑に実施できるよう、利害関係者間で協議等を十分に行うことを周知徹底、認定基本計画終了後も認定事業を継続すること、大型店の立地の抑制や誘導のために留意事項を明確に示すこと。PDCAサイクルの運用が可能な指標の設定等に努めること、評価結果に応じて事業の追加等を含めた認定基本計画の変更等を実施することを周知徹底すること。都道府県に対して、広域的な観点から関係市町村の効果的な調整を図るよう努めることを周知徹底すること

2 中心市街地の活性化に関する施策の有効性について

○18年度から28年度までの支援措置1,063措置のうち619措置が未活用となっている。支援措置の活用のための情報提供、留意事項の周知が不十分となっている。

○認定基本計画の実施の効果として、活性化関連一般指標が増加（上昇）しているのは10市から39市であり、増加（上昇）している市は区々となっている。特定の指標だけで中心市街地の活性化を評価するのは困難となっている。都市機能増進と経済活力向上をバランス良く推進しているのが6市、認定基本計画実施の効果が限定的となっているのが24市となっている。

○最終評価で「活性化が図られた」とする24市が目標値未達成となっており、このうち9市が基準値未達成となっている。

所見:市町村に対して、各支援措置の活用事例や留意事項を明確に示すこと。中心市街地の活性化に関する施策は、地域全体の都市機能の増進や経済活力の向上を図るためのものであることに留意して多様な指標による評価を広く検討して施策の実施に取り組むこと、認定基本計画の最終フォローアップにおける評価を適切に行うことの重要性を明確に示すこと

会計検査院「中心市街地の活性化に関する施策に関する会計検査の結果について」（会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告書、平成30年12月）抜粋

2 所見

我が国の社会経済情勢は、人口減少、少子高齢化の進展、公共公益施設等の郊外立地の増加、IT技術を活用した電子商取引の普及拡大等、大きく変化している。

このような状況の下、国は、中心市街地の活性化は地方都市全体の活力の向上を図るための一環として捉えていくことが重要であり、地域全体の居住環境の向上、医療及び福祉機能の確保といった都市構造の再構築の取組、地域公共交通の充実、地域活性化の取組等と一体となって、各施策と密接に連携して、地域活性化全体の観点から取り組むことが必要であるとしており、各府省庁における地方創生等の取組と有機的に連携しながら、国を挙げて総合的な支援をすることとしている。

上記を踏まえ、国は、旧法を18年に改正するなどして、中心市街地の活性化に取り組んでいる。

中心市街地の活性化に関する施策の実施体制及び実施状況について、国は、中心市街地活性化本部を設置し、支援措置の整備を行い、市では、中活課室等を設置するなどして、実施体制の充実が図られてきているが、基本計画の作成や認定事業の実施に当たって、国、道県、市等における連携等が十分に図られていない状況となっていた。また、国は、28年度末までに141市の211計画を認定して、認定基本計画に基づく中心市街地の活性化の取組を支援（国庫負担額8700億余円）し、各市においては、新たな評価制度の下、定期フォローアップや最終フォローアップにより認定基本計画の評価を行ってきているが、認定基本計画期間終了時に認定事業が完了していなかったり、評価結果が中心市街地の活性化に係る取組に十分反映できていなかったりしている状況となっていた。

そして、中心市街地の活性化に関する施策の有効性について、認定基本計画に基づく中心市街地の活性化に取り組む、設定した目標値を全て達成している市がある一方で、全て達成できていない市もあり、また、各種指標の数値においても増加したり、上昇したりしているものと減少したり、下落したりしているものが混在していて、一部の市では認定基本計画の実施の効果が推定できるものの、その効果が確認できない市も多数見受けられた。

このように、認定基本計画実施の効果の発現状況は区々となっていて、今後の中心市街地の活性化に関する施策の展開の課題となっている。

については、国として、社会経済情勢が大きく変化している中であって、国民生活の向上と健全な発展に向けて、中心市街地の活性化を図るために、内閣府において、関係府省庁等、都道府県、市町村等と十分に連携して、今後、次の点に留意して、中心市街地の活性化に関する施策の実施に適切に取り組む必要がある。

(1) 中心市街地の活性化に関する施策の実施体制及び実施状況について

ア 市町村に対して、基本計画の作成及び認定事業の実施に当たって、国、都道府県、市町村、協議会等の関係部局間における連携や調整を綿密に行うことの重要性を明確に示すこと、また、国としてそれらを実施するための体制の整備及び充実に努めること

イ 市町村に対して、市町村が基本計画を作成するに当たり、事業が円滑に実施できるよう、都道府県、市町村、民間事業者等の様々な利害関係者間で協議及び調整を十分に行うことを周知徹底するとともに、認定基本計画期間終了後も認定事業を継続して行うことの重要性を明確に示すこと

ウ 市町村に対して、市町村が基本計画を作成するに当たり、中心市街地の活性化を図るために、大型店の立地の抑制や誘導の対策の検討を行うよう留意事項を明確に示すこと

エ 市町村に対して、主要事業との関係が明確でP D C Aサイクルの運用が可能な指標の設定及び測定に努めること及び評価結果に応じて事業の追加や見直しを含めた認定基本計画の変更等を適時適切に実施することを周知徹底すること

オ 都道府県に対して、アからエまでについて、市町村がより効果的に中心市街地の活性化を推進できるよう、市町村に適時適切に助言するとともに、広域的な観点から関係市町村の効果的な調整を図るよう努めることを周知徹底すること

(2) 中心市街地の活性化に関する施策の有効性について

ア 市町村に対して、基本計画を作成するに当たり地域に合った支援措置を適切に選択して活用して、中心市街地の活性化に資することが可能となるよう各支援措置の活用事例や留意事項を明確に示すこと

イ 市町村に対して、中心市街地の活性化に関する施策は、地域全体の都市機能の増進や経済活力の向上を図るためのものであることに留意して多様な指標による評価を広く検討して施策の実施に取り組むことの重要性を明確に示すこと

ウ 市町村に対して、認定基本計画の最終フォローアップにおける評価を適切に行うことの重要性を明確に示すこと

会計検査院としては、中心市街地が地域の経済及び社会の発展に重要な役割を果たすものであり、その活性化が我が国における地域活性化の重要な施策の一つであることから、国、地方公共団体の中心市街地の活性化に関する施策の実施状況等について、今後も引き続き検査していくこととする。